

事務連絡
令和3年3月29日

各都道府県バス協会 御中

公益社団法人日本バス協会

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
に関する周知及び事業主に対する協力要請について
(大企業の一定の非正規労働者の対象追加等のお知らせ)

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
休業支援金・給付金について、11月2日と11月30日付の事務連絡により、各都道府県バス協会の傘下会員事業者へ周知及び協力要請を行っていただいているところですが、厚生労働省職業安定局雇用保険課より国土交通省自動車局旅客課を経由して、大企業の一定の非正規労働者を対象に加え、去る2月26日から申請受付を開始したことのほか、中小企業に雇用される方について、令和2年10～12月の休業について申請する場合及び令和2年10月30日に公開したリーフレットの対象となる方(シフト制で働く方など。詳細は別添1の3ページ中☆部分参照。)が令和2年4月～9月の休業について申請する場合の申請期限を令和3年3月31日から令和3年5月31日まで延長した旨について事務連絡がありました。

つきましては、先日の事務連絡に続いて重ねてのお願いとなり大変恐縮でございますが、事務連絡とともに別添の休業支援制度概要パンフレットと事業主のお願いについて、貴協会の傘下会員事業者へ周知していただきますようよろしくお願いいたします。

問合せ先
公益社団法人日本バス協会担当: 泉・中尾
TEL: 03-3216-4014

